

変更届についてのQ & A（令和5年9月22日改訂版）

【変更届全般】

Q 1 変更届の提出について教えてください。

A 1 介護サービス事業者の人員配置や事業所の区画等、設備の状況、運営するうえでの重要事項等は、日々変化していくことが想定されます。

変更届は、介護サービス事業者が届け出た情報に変更が生じた場合に、変更後10日以内に指定権者に届出を行うことにより、最新の事業者情報に更新するための届出であり、介護保険法第75条第1項（居宅サービスの場合）等に規定されています。

Q 2 届出書様式及び参考様式は最新のものを使わなければいけませんか。

A 2 様式に記載する内容が盛り込まれていれば、旧届出書様式や事業所独自の参考様式を使用することも可能ですが、できるだけ最新の届出書様式及び本市の参考様式を使用してください。

なお、届出書様式については、他の指定権者が定めているものや障害福祉サービス等の様式で提出いただいても受付することはできませんので、御注意ください。

Q 3 変更届に押印は必要ですか。

A 3 国における押印見直しの状況等を踏まえ、押印（法人代表者印）は不要としています。

Q 4 法人の情報に関する変更（法人名称、法人所在地、代表者）について、複数の事業所がある場合、それぞれ事業所ごとに提出が必要ですか。

A 4 複数の事業所がある場合は、事業所一覧表（任意様式で「事業所番号」、「事業所名称」、「所在地」及び「サービスの種類」を記載すること）を添付してください。

ただし、介護保険サービスと総合事業サービスを実施している場合は、「介護保険サービス用の指定内容変更届出書」と「総合事業サービス用の指定内容変更届出書」を、各1部提出してください。

なお、法人の情報に関する変更以外は、サービスごとに届出書を作成してください（介護保険サービスと総合事業サービス、居宅・地域密着型サービスと介護予防サービスを一体的に実施している場合を除く）。

Q 5 「変更後10日以内」の日数の数え方について教えてください。

A 5 変更した当日を含めます。

(例) 変更日が4月1日の場合、4月10日の消印まで有効です(休日・夜間についても、営業している郵便局に持ち込めば、当日の消印で受け付けてもらえます)。

変更後10日以内の消印が確認できない場合は、遅延とみなし、遅延理由書兼誓約書の提出を求めますので御注意ください。

Q 6 変更届は、年に1回、定期的に提出が必要ですか。

A 6 「指定内容変更届・届出必要項目一覧」を御確認のうえ、届出が必要な変更があった場合に提出してください。

Q 7 メール便で送付しても構いませんか。

A 7 変更届は郵便法に規定する「信書」に該当するため、郵送による提出が必要です。

Q 8 差替え書類を郵送する際に注意することについて教えてください。

A 8 既に副本の返送を受けている場合は、送付鑑等に、副本に記載されている「受付番号(1から始まる9ケタの番号)」又は「受付印の日付」を記載していただくと、本市担当者が速やかに差し替えることができます。御協力をお願いします。

Q 9 差替え書類をメールで送付しても構いませんか。

A 9 メールによる送付でも構いませんが、個人情報に記載されている場合がありますので、できる限り郵送による提出をお願いします。

Q 10 保険医療機関等のみなし指定の事業所であっても、管理者等が変更になった場合は、変更届の提出が必要ですか。

A 10 みなし指定の事業所であっても、届出が必要な項目に変更があった場合は、提出が必要です。

なお、事業所の移転及び利用定員を増やす場合の事前協議は不要です。

【登記事項の変更】

Q11 登記事項証明書の変更が変更後10日以内に間に合いません。遅延理由書兼誓約書を添付して後日提出すればよいでしょうか。

A11 変更届は、変更後10日以内に届け出なければならないことが介護保険法に規定されているため、遅延することは原則として許されません。

したがって、登記事項の変更が期日までに間に合わない場合は、変更後10日以内に「指定内容変更届出書」を提出したうえで（登記事項証明書を後日提出する旨、メモ等で記載してください。）、登記事項証明書については、登記完了後、改めて追加書類として送付してください。

【運営規程の変更】

Q12 運営規程の「従業員の職種・員数及び職務の内容」には、実際の職員数を記載しています。4月に従業者の人員に関する変更届の提出が必要と聞きましたが、どのような場合に提出が必要ですか。

A12 前年の4月1日時点の人員数と比較して、変更があった場合のみ4月1日を変更日として提出が必要です。

よって、年度途中で退職があり、人員が減少したが、その後、新たに職員を採用した結果、前年の4月1日時点と同数となった場合は、運営規程の人員数の記載内容には変更がないため、変更届の提出は不要です。

なお、「〇〇人以上」という記載に変更して提出していただいた場合、記載内容を満たす限り、毎年4月1日の変更届は不要です。

Q13 運営規程の「従業員の職種・員数及び職務の内容」には、実際の職員数を記載しています。職員の変更があった場合、勤務形態一覧表は、事業所全ての人員について提出が必要ですか。

A13 変更のあった職員と同じ職種の職員全員について提出してください。

例えば、機能訓練指導員の変更があった場合は、機能訓練指導員全員について提出してください（変更のないその他の職種については提出不要です）。

Q14 通所介護事業所を運営しています。10月1日付けで生活相談員の変更がありました。変更届を提出する必要はありますか。

A14 管理者のように、変更がある度に変更届を提出する必要はありません。

ただし、運営規程の「従業員の職種・員数及び職務の内容」に実人員数を記載している場合で、生活相談員の員数が変更となる場合は、翌年4月1日を変更日として変更届の提出が必要です。

また、次のサービスにおける職種等についても、上記と同様です。

- 訪問介護における管理者、サービス提供責任者以外の訪問介護員
- 訪問看護における管理者と兼務していない看護職員、理学療法士等
- 通所介護における管理者と兼務していない介護職員、看護職員、機能訓練指導員

Q15 運営規程を〇〇人以上という記載に変更する場合、次の①～③について、どのように取り扱う必要がありますか。

- ① 通所介護等、利用者の数に応じて配置数に変更となるサービスの場合、利用者数に応じた規定が必要ですか。
- ② 最低基準で記載してもいいですか。
- ③ 常勤換算方法での配置が認められている場合、人員基準を小数点のある数値（例えば3.5人以上）と定めてもいいですか。

A15

- ① 利用者数、営業日等を勘案して法令で定められている人員以上を規定してください。

例えば、通所介護で、利用定員が30名の場合、介護職員は4名以上と記載する必要があります。

- ② 最低基準で記載するのではなく、事業所で定められている標準数等を基に規定していただくことが適切と考えています。

例えば、入所者の数が100人以下の特別養護老人ホームでは、基準上は生活相談員が1名でも人員基準違反にはなりません。法人として2名以上必要と考えている場合には、「2名以上」と記載することが適切です。

- ③ 常勤換算方法（小数点第2位以下切捨て）での配置が認められている場合（例：訪問介護における訪問介護員等）は可能です。

Q16 運営規程に変更がありました。重要事項説明書の添付も必要ですか。

A16 重要事項説明書の添付は不要です。

【介護支援専門員の変更】

Q17 介護予防支援事業所において、社会福祉士と介護支援専門員の資格を持っている職員が勤務することとなりました。社会福祉士としての業務を行います。介護支援専門員の氏名及び登録番号」に関する変更届が必要ですか。

A17 変更届の提出は不要です。介護支援専門員として業務を行う場合に提出してください。

Q18 特別養護老人ホームを運営しています。併せて短期入所生活介護事業所も運営していますが、短期入所生活介護事業所に配置する介護支援専門員の登録を変更した場合、変更届を提出する必要はありますか。

A18 人員基準上、短期入所生活介護事業所に介護支援専門員を配置する必要はなく、国が規定する届出必要項目にもないため、変更届を提出する必要はありません。

Q19 グループホームにおける介護支援専門員でない計画作成担当者が変更となった場合、変更届は必要ですか。

A19 「介護支援専門員の資格を有しない計画作成担当者」については、届出は不要です。

「介護支援専門員の資格を有する計画作成担当者」については、これまでどおり変更届の提出が必要となりますので注意してください。

Q20 （地域密着型）特定施設入居者生活介護の「計画作成担当者」の変更については、どの項目で変更届を提出したらよいでしょうか。

A20 「22 介護支援専門員の氏名及びその登録番号」の変更届が必要です。

【管理者の変更】

Q21 通所介護事業所で、管理者の変更がありました。管理者は生活相談員を兼務しています。生活相談員の資格証（写）を提出する必要はありますか。

A21 通所介護事業所の管理者として従事する場合には資格不要ですので、添付する必要はありません。

なお、管理者の変更届で、資格証（写）が必要なのは、次のサービスです。

訪問看護、居宅介護支援、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

Q22 居宅介護支援事業所で、管理者の変更がありました。主任介護支援専門員ですが、研修修了証（写）を提出する必要はありますか。

A22 人員基準上、管理者は主任介護支援専門員であることが要件のため、添付が必要です。